

地方議会における議論のあり方と賠償責任

平成30年11月27日(火)

齋藤 誠

はじめに

村瀬信一著『帝国議会—＜戦前民主主義の五七年＞』（2015年、講談社選書メチエ）から学んだこと

- ・ 迷彩塗装の帝国議会議事堂
- ・ 二大政党の政策とイメージ
- ・ 議会制度改革の挫折
- ・ 戦後改革 ジャスティン・ウィリアムズ（民政局立法課長）の孤軍奮闘とパイアス
 - － 「一国の立法府に必要な不可欠な尊厳も権威も持っていない」「無能なおしゃべり社交場」
- 国会図書館の設立、法制局の設置、常任委員会の設置など
- ・ 劇場型弁論の過剰、暴力沙汰の横行から議会政治の終焉へ…

「ディベート型弁論」との対比、日本語の特質（漢語、印象に残る対句）
民意の高揚に対応

以下、現在の地方議会（＝首長優位構造のもとでの、二元代表制）における、議員の発言による賠償問題につき、若干の検討を加える（詳細は、別添資料 齋藤誠「議員の発言による国家賠償・個人責任と司法審査のあり方」佐藤幸治・泉徳治編『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ [滝井繁男先生追悼論集]』所収、2017年、219頁以下を参照）

1 隠れた「個別意見付き最高裁判決」

→隠れているとはどういうことか 最高裁判決の掲載先略説
最高裁判例委員会の議を経て

- ① 最高裁民事判例集、同刑事判例集掲載→判例時報など商業誌＋裁判所 web
- ② 裁判集民事、裁判集刑事→ 同上 （ただし全てではない）＋web
- ③ それ以外→web（いわゆる「三行半判決」も含め）
→破棄判決については、毎年判時「最高裁民事破棄判決等の実情」に紹介あり（以下の事案も判時1860号【34】事件）

* 【反対意見付き不受理決定】について

最判平成15年2月17日
＜菊池市事件＞ 事案の概要

2 最近の事案における平成15年判決の援用

＜城陽市事件＞ 事案の概要 一審・二審の対比

＜津市事件＞ 事案の概要 個人責任（甲事件）と国家賠償（乙事件）

3 公務員の個人責任論（一般）

4 国家議員の場合の個人責任と国家賠償責任 最判平成9年9月9日判決再読

5 地方議会議員の場合の解釈論

- ・平成9年判決との対比においても平成15年最判は免責の範囲が広すぎる
一般質問の機会に何をしゃべっても個人免責
- ・個人責任だけが肯定される場合と、個人責任と国賠が認められる場合を措定
する
- ・議会の自律権の存在にも配慮は必要
地方自治法133条への着目 議員対議員の場合は訴権を否定すべきでは
ないか

* 議員の権利利益と議会慣行（旧弊？）の対抗—下級審判例の展開

議員の権利利益との関係で、議会運営委員会による、本会議や各種委員会の運営に関する申合わせなどの慣行の適法性が問われる訴訟事例も増えている。そこでは、議会の自律権との関係で、紛争の法律上の争訟該当性も問題となる。

①名古屋高判平成24年5月11日判時2163号10頁は、発声障害のある議員の代読による発言を認めなかった議会運営委員会の措置に対する国家損害賠償請求について、法律上の争訟性を認めた上で、発言の権利、自由の侵害に対する慰謝料請求を認容した。

②東京地判平成28年6月30日判タ1439号153頁は、特別区議会において、議員運営委員会の申合わせにより、無所属議員の本会議における一般質問の時間を年間20分に制限した措置に対して提起された、質問制限処分の差止め及び制限されない地位の確認訴訟につき、法律上の争訟性を否定し（一般論としては、制限が、議員に発言機会を与えないに等しい状態を惹起し、議員の発言機会をはく奪するものと認められる場合には、肯定されるとする）、国家賠償請求については、法律上の争訟性は肯定したが、議員運営委員会と議長の自律的判断を前提に（すなわち、時間制限の違法性に裁判所は判断が及ばない、とする）請求の当否を判断すべきとして、請求を棄却。

③名古屋高判平成29年2月2日裁判所 web

県議会議長による議員の発言取消命令の取消訴訟につき、「発言が配布用議事録に記載される権利」を措定し、法律上の争訟にあたるとした。

→もっとも、最判平成30年4月26日判タ1450号19頁は、（従来の線に沿って）配布用会議録を議員等の関係者に配布する旨等を定める県議会規則は、議員に対してその発言が同会議録に記載される権利利益を付与したのではなく、議長の議員に対する発言の取消命令の適否は、県議会の自主的、自律的解決に委ねられ、司法審査の対象にはならない、とした。

④名古屋高判平成29年9月14日裁判所 web

視察旅行に反対し、同旅行を欠席した市議会議員に対する、議運による「嚴重注意処分」に対する国家賠償請求につき、名誉権（人格権）という私権侵害を理由とする賠償請求であり、思想信条の自由等に関わるとして、法律上の争訟性を肯定し、一部を認容した。

むすび

私見は、

地方議員発言の個人責任につき一定範囲で肯定

但し、議員 vs 議員の発言紛争類型につき、訴権を否定

劇場型でない議論とは？ 「民意の反映」とは？

斎藤「地方自治の課題－自治体の組織編成、特に二元代表制をめぐって」

（行政法研究20，2017年）も参照